

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

## (病院管理者の届出)

### 第53条の11

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

記載上の注意

1. 患者の氏名、生年月日、住所は患者から聴取して記載すること。
2. 病状欄は主要の所見について簡単明瞭に記載すること。  
(この届出票は患者の入退院後、7日以内に最寄りの保健所長に提出すること。)

## 結核患者(入院・退院)届出票

神戸市

フリガナ	男	年	月	日生	歳
患者氏名	女				
住所					
世帯主氏名	患者との続柄				
病名	入院年月日		年	月	日
入院・退院時の病状					
喀痰所見( / )	塗抹	+・++・+++・-	培養	+・++・+++・-	
	Gaffky	号			
理学的所見	(自覚症状、空洞の有無等)				
その他所見					
入院中の処置					
在院(予定)期間	年	カ月			
退院理由	軽快・治癒・死亡・事故退院・転院・その他( )				
病院の名称	電話( )				
病院の所在地					